芦屋市こども福祉部こども家庭室 こども家庭・保健センター

#### 定期予防接種における過誤接種と事故防止について

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

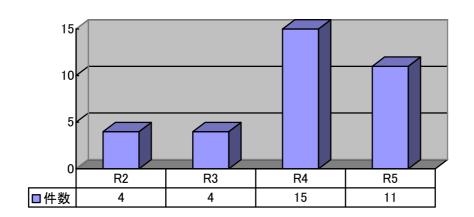
平素は、予防接種行政の推進についてご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記の件につきまして、皆様におかれましては、「芦屋市定期予防接種実施要領」と「芦屋市予防接種 事故防止マニュアル」に基づき、予防接種を実施くださっていることと存じますが、令和4・5年度において 発生した過誤接種の件数が増加傾向にあります。

つきましては、下記のとおり過誤接種について報告いたします。今一度、前述の実施要領とマニュアルを 確認の上、定期予防接種を実施くださいますようお願い申し上げます。

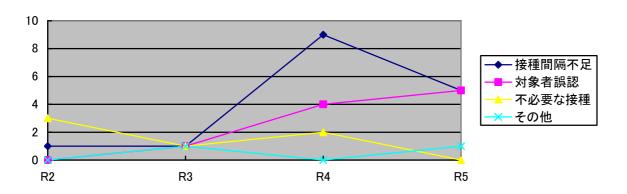
記

### Ⅰ 過誤接種件数の推移



(注) R5 は 9 月末までの集計結果です。

# 2 過誤の内容(年度・件数別)



#### 3 過誤接種の原因

過誤の内容	原因
接種間隔不足	○接種間隔を数え間違えた。
	○確認が不十分であった。
	(例)・シングルチェックで確認を済ませた。
	・問診票にあるIか月以内の接種歴の記載を見落とした。
	・標準的接種年齢であることのみを確認し、前回との接種間隔の
	確認を怠った。
対象者誤認	○被接種者の年齢のみを確認し、学年を確認しなかった。
	○接種医が、「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う定期予防接種
	特例措置」が接種後でも手続き可能であると認識していたため。
不必要な接種	○接種履歴が母子健康手帳に記録されておらず、被接種者とその保
	護者も記憶していなかったため。
	(その後、別の医療機関にて未接種であると認識し、二重接種した。)
	○母子健康手帳の「その他の予防接種」ページの記録を見落とした
	ため。
期限切れワクチンの使用	○ワクチンの適切な管理ができていなかった。
	○接種前にワクチンの使用期限の確認を怠った。
接種器具の不適切な扱い	○針とシリンジの接続が弱かったため、バーストした。

## 4 留意事項

- (I) 過誤接種や健康被害を防止するため、「芦屋市予防接種事故防止マニュアル」を再確認の上、予防接種を実施くださいますようお願いいたします。
- (2) 事故防止には、接種医の他、受付や看護職の協力も必要不可欠です。各医療機関内において、本件について周知くださいますようお願いいたします。
- (3) 過誤接種発生時の対応について
  - ・医療機関に過失があると市が判断した場合は任意接種扱いとなり、ワクチン代・手技料ともに市への 請求はできませんので、ご了承ください。
  - ・「予防接種における間違い(過誤)報告書」の作成・提出が必要です。作成に当たり、医療機関より 被接種者に連絡し、以下の内容について確認・説明を行ってください。
    - ①過誤接種のため任意接種扱いとなり、費用は被接種者と医療機関との協議により決定すること、 予防接種健康被害救済制度の適応外であること。
    - ②健康被害の有無
    - ③再接種や血液検査等の必要性
    - ④過誤報告書の提出後、市より被接種者に直接連絡がある場合があること。

以 上

### 問合せ先

芦屋市こども家庭・保健センター 予防接種担当:元木・植田

TEL:0797-31-1586 FAX:0797-31-1018